

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市気候非常事態宣言(令和3年12月17日宣言)を機に、草津市(以下「市」という。)が進めるゼロカーボンアクションの取組の推進とともに、滋賀県が進めるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅)の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ(節電)の推進を図ることを目的とし、予算の範囲内において、草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、令和6年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱(以下「財団要綱」という。)に基づく補助金(以下「財団補助金」という。)の交付を受けた、個人用既存住宅等に住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備を設置する事業のうち、基本対策推進事業に該当する設備(以下「対象設備」という。)とし、別表第1に定めるとおりとする。

2 既存住宅とは、対象設備を設置する建物(個人用住宅)の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、補助対象事業を実施する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象事業を実施しようとする建物が草津市内に所在し、住居(賃貸住宅を除き、別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は可とする。)として自ら居住している者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者および同法第47条第1項に規定する管理組合法人を含む。)

(2) 市税の滞納がない者であること

(3) 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(交付の対象および補助額等)

第4条 補助対象事業に要する経費のうち、市が認める経費(以下「補助対象経費」という。)および補助金の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、1件の補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。
- 4 補助金は、1人の補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定にかかわらず草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添付して申請するものとし、その提出期限は、令和7年3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市は、前条に規定する書類の審査および第14条に規定する現地調査ならびに公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が財団要綱第9条第1項に基づき交付した財団補助金交付決定通知書の原本確認等により、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第6条および規則第14条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の提出のあった日から30日以内に、補助金の交付決定および額の確定について（別記様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、第7条第1項の交付決定があった場合、補助金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(交付請求)

第9条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第7条第1項の額の確定があった場合、補助金交付申請書をもって請求があったものとみなす。

(工事日および購入日)

第10条 対象設備の設置に係る契約締結行為または設置工事着工日のいずれか早い方が令和6年4月1日以降でなければならない。また、HEMS（エネルギー管理システム）の購入日は令和6年4月1日以降でなければならない。

- 2 対象設備の設置工事完了日およびHEMSの購入日は、いずれも令和7年1月31日以前でなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面（別記様式第4号）を市に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 市は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条第3号アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく市の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補

助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第14条 市は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助対象事業者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

(手続代行者)

第15条 補助対象事業者は、補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行させる場合に限る。

2 前項の規定により手続を委任する場合、手続を委任された者（以下「手続代行者」という。）は、補助金交付申請書において手続代行者に係る情報を記載しなければならない。

3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助対象事業者に関して得た情報を、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

4 市は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第5号）を市に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市は、前項の規定により承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を市に納付させることができる。

(データ等の提供)

第17条 市は、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、補助対象事業者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

2 補助対象事業者は、市が前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(草津市気候非常事態宣言賛同書の提出)

第18条 補助対象事業者は、徹底した省エネを推進することとし、市が推進するゼロカーボンアクションの取組に賛同する場合には、補助金交付申請書に添えて、「草津市気候非常事態宣言」賛同書（別記様式第6号）を提出することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は令和4年6月13日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は令和5年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年6月21日から施行し、令和5年度以降の補助金について、適用す

る。

付 則

この要綱は令和6年6月27日から施行し、令和6年度以降の事業から適用する。

別表第1 補助対象経費および補助金の額（第2条第1項、第4条関係）

(1) 事業の要件

- ① 補助の対象は、対象製品の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ② エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ④ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑤ 同一の対象製品からの更新は補助対象外とする。
- ⑥ 対象製品設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であること。
- ⑦ 複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。

ただし、次のAの額の3分の1以内とする。

$$A = a - b$$

a：補助対象経費

b：補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

(2) 補助対象事業の内容

① 住宅用太陽光発電システム

補助率等	定額、4万円
補助要件	<p>a 固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。</p> <p>b 設置と併せて、2万円以上のHEMS（※）を購入するもしくは他の対象設備を設置すること。</p> <p>※HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p>

② 高効率給湯器（エネファーム）

補助率等	定額、6万円
補助要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p> <p>D 高効率給湯器（エネファーム）からの更新でないこと。</p>

③ 高効率給湯器（エネファーム以外）

補助率等	定額、2万円
補助要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること（JIS規格）。または、年間給湯効率が3.1以上であること（JRA規格）。</p> <p>c 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>d 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が90%以上であること。</p> <p>e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>f 高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む）からの更新でないこと。</p>

④ 太陽熱利用システム

補助率等	定額、2万円
補助要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) に認定された機器であること。</p>

⑤ 蓄電池

補助率等	定額、5万円
補助要件	<p>a 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。</p> <p>b JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。蓄電容量 (複数台の場合はその合計) が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。</p> <p>c 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。

⑥ V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム)

補助率等	定額、4万円
補助要件	<p>a 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>b 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。

⑦ 窓断熱設備

補助率等	定額、2万円
補助要件	<p>a 窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。</p> <p>b 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★ ★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、財団要綱別紙判断基準によるものとする。</p>

別表第2 補助金交付申請書類（第6条関係）

<p>必須の書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団補助金の交付決定通知書の写し ・ 財団補助金の交付申請書（基本対策推進事業）の写し（添付書類含まず） ・ 振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの） ・ その他市長が必要と認めるもの
<p>任意の書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「草津市気候非常事態宣言」賛同書（別記様式第6号）

別記
様式第1号（第6条関係）

事務局整理番号：

※申請者は記入しないでください。

草津市長

年 月 日

住 所 〒 ー

▲財団に申請した住所と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

(管理組合名)

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書
(兼 実績報告書、交付請求書)

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調査することに同意します。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

申請者の連絡先 (申請者が管理組合の場合は、役職および代表者名) (電話番号は平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください)	(氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)
手続代行者 (手続きを代行している場合は記入してください)	住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)
設置場所	▼財団に申請した住所と同じ表記にしてください。 草津市 該当する場合はチェック <input type="checkbox"/> 別荘等 (主たる住所と違う建築物に設置) <input type="checkbox"/> 店舗兼住宅
交付申請額 交付請求額	円

補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載（通帳見開きページの下部に記載）	
	金融機関名	
	本支店名	
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	
本人口座名義	（※カタカナで記入）	

様

草津市長 印

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金の交付決定および額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

なお、交付金については、令和 年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記

交付決定額 円

額の確定額 円

様式第3号（第7条第2項関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

草津市長

印

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

草津市長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金における交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

草津市長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分子定日

2 処分の理由

3 添付書類

草津市気候非常事態宣言 ～2050カーボンニュートラルへの決意～

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを 目指して一緒に取組を開始しましょう！

【宣言文】

近年、世界各地で、地球温暖化の影響による異常気象が相次いでいます。2015年に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を、2℃未満とすることを目指し、1.5℃までに抑える努力を続けていくとしています。日本は、この目標を踏まえ、2020年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル」を目標に掲げました。

草津市には、市民、事業者、団体等と市役所の協働により、地域の地球温暖化対策を進めてきた歴史があります。2007年には、「愛する地球のために約束する草津市条例」を制定して、みなさんと市長が地球のために約束する協定を結ぶことで、協力し合って地球温暖化を防ぐとともに、その後、気候変動に適応するための仕組みを作りました。また、2009年には、私たちがそれぞれの枠組を超えた協力体制のもと、地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるための組織として、「草津市地球冷やしたい推進協議会」を設立して、様々な取組を行ってきました。

気候変動による危機が迫るなか、今一度、私たち一人ひとりが脱炭素社会づくりに向けて自らの役割を確認し、より積極的な行動に移す時が来ています。そこで、草津市は、SDGsの理念を踏まえ、それぞれの役割の中で取組をさらに進めるとともに、共に協力し合うことで、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、ここに草津市気候非常事態を宣言します。

(令和3年12月17日 草津市と草津市議会との共同宣言)

ぜひ、「草津市気候非常事態宣言」へ、ご賛同をお願いします。

私は、「草津市気候非常事態宣言」に賛同し、地球温暖化対策のため、
ゼロカーボンアクションに取り組むことを宣言します。

(参加の意思を表すものとしてチェックしてください。)

【くさつゼロカーボンアクション】

脱炭素社会の実現には一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。

できることから取り組んでみましょう！

(例) 省エネ効果の高い家電等の購入、スマートドライブの実践、

食品ロス削減など(草津市地球冷やしたいプロジェクトより)



「草津市気候非常事態宣言」やゼロカーボンアクションの詳細については、市ホームページをご覧ください→→

賛 同 日 付	年 月 日
お住まいの町	
お 名 前 (ニックネームでも結構です)	<input type="checkbox"/> 公表不可の場合は、チェックしてください。
メールアドレス(任意)	@ 温暖化対策に関する情報をお送りします。 <input type="checkbox"/> メールが不要の方はチェックしてください。
年 齢	<input type="checkbox"/> 10代未満 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上